

千葉市個人情報保護条例の一部改正案

改正前	改正後（案）
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>第3条～第14条（略） （個人情報の開示義務）</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれてい</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> をいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>（2）<u>個人識別符号</u> 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>（3）～（9）（略）</p> <p>第3条～第14条（略） （個人情報の開示義務）</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれてい</p>



○個人情報の定義の明確化のための改正

1 改正の趣旨

(1) 個人識別符号の規定

ア 内容

行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、「個人識別符号」が単体で「個人情報」となることを明確化する。なお、「個人識別符号」の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とする。

イ 理由

情報を保有する者の情報管理体制、技術等により、同種の情報であっても、特定の個人を識別できるかの判断が異なる一方で、国民から見てもどの情報が個人情報として保護されるのか、不安が高まっている。このことを受けて法律や政省令等で定められた個人識別符号については、市でも同様に個人情報として保護されることを明確化する必要がある。

(2) 容易照合性要件の削除

ア 内容

特定の個人を識別することができる情報に含まれる「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの」について、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、容易照合性の要件を削除する。

イ 理由

現行の規定は、個人情報保護法と同様に規定したものであるところ、同法の規定の趣旨は、民間事業者に対する過度の規制を避けることにある。一方で、市の実施機関が保有する個人情報については、公権力を行使して取得するもの等が多いので、より厳格な個人情報保護が必要である。

また、他の政令指定都市の個人情報保護条例上、明確に容易照合性の要件を規定しているものはない（平成29年8月調査時点）。

なお、運用上は従来から容易照合性を広く捉えていたことから、具体的な運用に差異は生じない。

【参考：容易照合性要件の規定について】

法律等名	対象	容易照合性要件の規定
個人情報保護法	民間事業者	あり
行政機関個人情報保護法	国の行政機関	なし
千葉市個人情報保護条例（現行）	千葉市	あり

2 個人識別符号の意義

(1) 個人識別符号に該当するか否かの主要な判断基準

ア 直接本人にアクセスできる本人到達性 イ 唯一無二性（一意性） ウ 不変性

(2) 内容（行政機関個人情報保護法第2条第3項等）

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を変換した文字、番号、記号その他の符号で特定の個人を識別できるもの → 顔認証データ、指紋データ、声紋データ、静脈データ、歩容データ、DNAデータなど

イ 個人に発行されるカード等に記載等された文字、番号、記号その他の符号で特定の個人を識別できるもの → 運転免許証番号、旅券番号、個人番号、医療保険等の被保険者番号、基礎年金番号など

※ 詳細は総務省令や個人情報保護委員会規則に委任され、技術の進歩に応じて臨機応変に見直しが行われる。

る場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第4条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(7) (略)
(部分開示)

第16条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

る場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより

開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（行政機関個人情報保護法

第1

4条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(7) (略)
(部分開示)

第16条 (略)

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、

○不開示情報（第15条第3号）の規定の改正

- ・個人情報の定義規定の改正に合わせ、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報において容易照合性の要件を削除する。
- ・また、個人識別符号が含まれるものは、原則として不開示情報となることを明確化する。

○「行政機関個人情報保護法」の定義を受けた改正

改正後の第2条第2号で「行政機関個人情報保護法」の定義規定を置くため、規定を改める。

○部分開示（第16条第2項）の規定の改正

第15条第3号の規定の改正に合わせ、特定個人識別情報に「個人識別符号」が含まれる旨を明確化する。

<p>当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第17条～第23条（略） （開示の実施）</p> <p>第24条 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書又は図画については閲覧又は写しの交付でその種別に応じて規則で定める方法により、個人情報が記録された電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。</u>）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、個人情報の開示をする場合において、開示することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第25条～第57条（略）</p>	<p>当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第17条～第23条（略） （開示の実施）</p> <p>第24条 個人情報の開示は、個人情報が記録された文書又は図画については閲覧又は写しの交付でその種別に応じて規則で定める方法により、個人情報が記録された電磁的記録</p> <p style="text-align: center;">についてはその種別、 情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、個人情報の開示をする場合において、開示することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第25条～第57条（略）</p>
---	--



○「電磁的記録」の定義を受けた改正

- 改正後の第2条第1号アで「電磁的記録」の定義規定を置くため、規定を改める。
- なお、現行第24条の定義規定と改正後第2条第1号アの定義規定は若干異なるが、法の規定に合わせる。

（現行第24条）
電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）

（改正後第2条第1号ア）
電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）